

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3		府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	資金決済高度化を促進するためのシステム投資減税			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>銀行振込みを週末も含め 24 時間即時入金できるようにすることや振込みに添付できる情報量の拡大といった改革が予定されている銀行振込制度</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>国民生活の利便性や企業の生産性の向上につながる金融インフラの導入促進のために、金融機関が行う資金決済高度化等に対応するためのシステム投資について、特別償却または税額控除の選択適用制度を創設すること</p>			
関係条文				
減収見込額	[初年度] ▲742 （ - ）	[平年度] ▲742 （ - ）	[改正増減収額] - （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>国民生活の利便性や企業の生産性を向上させるために、我が国の金融インフラの更なる整備を進めること。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>銀行振込制度につき、海外では、国内送金について、週末を含め 24 時間即時に資金授受できる仕組みを実現するなど、思い切った改革の動きが見られる。一方、わが国においては、即時に資金授受できるのは平日の7時間のみに限定され、国民生活の利便の面から改善が必要となっている。さらに、振込みに添付できる情報量が限定的なものとなっているが、添付情報が拡大されれば、産業界全体における決済関連事務及び資金管理効率性の向上が見込まれ、収益性・生産性の向上に繋がることが期待されている。</p> <p>そのため、国民生活の利便性や企業の生産性を向上させるために、我が国の金融インフラの更なる整備を進める必要がある。「『日本再興戦略』改定 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）においては、金融機関等が資金決済の高度化の検討を進め、こうした取組を政府として促すこととされている。</p> <p>この点、銀行振込制度の改革には、企業や銀行における情報処理システムの本格的な整備が不可欠であり、大規模なシステム投資費用が実現の障害となりうる。そのため、政府としては、投資費用の障害を乗り越え、我が国の金融インフラの更なる整備を進めるために、システム投資を促進させるような税制措置を手当てする必要がある。</p>			
本要望に対応する縮減案	なし			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>II-1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>「日本再興戦略」改定 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）（抜粋） 「日銀ネットの稼働時間が延長されることを活用しつつ、金融機関・企業等における資金・証券決済の高度化を図る。即時振込みなどの資金決済高度化については、全国銀行協会が諸外国の動向も参考に決済の安全性・信頼性の確保に留意しつつ具体的な改善内容・スケジュール等の検討を行い年内を目途に結論を出すこととされており、政府としてもこうした資金決済の高度化に向けた取組を促す。国内送金における商流情報（EDI 情報）の添付拡張についても、流通業界と金融機関との共同システム実験の結果等も踏まえつつ、産業界と金融機関の連携強化による速やかな対応が図られるよう促す。日本銀行としても、これらを含め、我が国決済サービスの高度化を図っていく。」</p>
	政策の達成目標	金融機関による資金決済高度化への対応の促進
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 27 年度から平成 32 年度まで
	同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
	政策目標の達成状況	現在、資金決済高度化等（即時振込みや国内送金における商流情報（EDI 情報）添付拡張等）の導入の可否について検討している段階である。
有効性	要望の措置の適用見込み	最大で 754 社（預金取扱機関数）による適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例により、資金決済高度化等に対応するためのシステム投資を行った場合に税務上のメリットが与えられるため、当該システムの導入促進につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	資金決済高度化等に対応するためのシステム投資に対して税務上の恩典を与えることは、金融機関によるこれらのシステム投資を促進するため、政策目的を実現する手段として有効である。また、金融機関によってはシステム投資が複数年度に及ぶことも考えられることから、補助金や助成金等の予算措置ではなく、税制上の措置によることが妥当である
ページ		3—2

税負担軽減措置等の適用実績	新設要望のため、該当なし
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	新設要望のため、該当なし
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	新設要望のため、該当なし
前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当なし
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当なし
これまでの要望経緯	今回初めての要望となる。